

学校給食食材の産地と食品の検査結果について

さいたま市教育委員会
さいたま市立大宮小学校

～給食で使用している主な食材の産地～

本校の学校給食で使用している給食の主な食材は以下のとおりです。食材においては、流通経路を確認し、安全な食材を使用しています。

○ 通年

主食の米や小麦粉は、(公財)埼玉県学校給食会が選定し、牛乳は県が供給業者を決め、各学校に届けられます。

これらは、市立小・中・特別支援学校で共通食材となっています。

		食材	産地
共通食材	主食	米	埼玉県
		小麦(パン・麺)	埼玉県、アメリカ、カナダ
	牛乳	北海道、岩手県、宮城県、福島県(一部)、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、秋田県、山形県	

○ 8月 29日 ~ 9月 28日

		食材	産地実績
青果類		たまねぎ	兵庫
		じゃがいも	北海道
		にんじん	北海道
		チンゲンサイ	埼玉
		なす	群馬
		ねぎ	山形
		にんにく	青森
		しょうが	高知
		にら	茨城
		キャベツ	群馬
		きゅうり	岩手
		大根	青森
		ごぼう	青森
		ピーマン	茨城
		もやし	栃木
		ほうれん草	群馬
		さつまいも	千葉
	肉類		豚肉
		鶏肉	岩手
魚類		さば	ノルウェー
その他			

※調味料、加工食品等は記載しておりません。検収記録簿に記録しております。

～食品検査結果について～

○ 国による食品の放射性物質の新基準

放射性セシウム	一般食品	100Bq/kg
	飲料水	10Bq/kg
	牛乳	50Bq/kg

○ 埼玉県等における検査について

<埼玉県の検査結果>

平成29年に国のガイドラインが大幅に改正され、埼玉県は「栽培/飼養管理が可能な品目群」(野菜、果樹、茶、きのこ類、原乳、畜産物、水産物<内水面魚種>)欄の調査対象自治体から除外されることとなりました。それにともない、平成28年度までは、県のホームページに調査結果がほぼ毎週公表されていましたが、平成29年度からは四半期毎(3か月に1度)に公表されることになりました。したがって、埼玉県の検査結果については、県から公表があった月に結果を掲載いたします。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

<(公財)埼玉県学校給食会の検査結果>

9月18日現在

検査依頼日 月 日	品目	検査結果	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム計
8 31	精白米(統一規格米)	<1.2	<3.8
8 24	小麦粉(パン・うどん用)	<1.6	<4.0
8 24	小麦粉(パン・ソフトめん用)	<1.3	<4.9
8 24	小麦粉(中華めん用)	<1.8	<4.4

※「<4.6」とは、検査機器で測定できる検出限界値4.6Bq/kg未満であることを示します。詳しくは、(公財)埼玉県学校給食会のホームページをご覧ください。

<牛乳の検査結果>

9月18日現在

製造日 月 日	品目	検査結果
		放射性セシウム計
9 10	学校給食用牛乳(製品)	10Bq/kg以下

※測定下限値は10Bq/kgです。
※学校給食で使用される牛乳は、月1回、(財)日本乳業技術協会による製品検査を受けています。

○ さいたま市における検査について

本市では、市内農産物と市内に流通する市外産農産物等の検査を実施しています。この検査では、生産段階及びそれに近いところで採取することにより、基準値を超える結果が出た場合には、直ちに出荷等を止めるなどの対応をとります。

<さいたま市の検査結果>

9月18日現在

採取日 月 日	品目	検査結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
7 19	(群馬県)レタス	<2.39	<2.30	<4.7
7 19	(群馬県)なす	<3.00	<3.17	<6.2
8 23	(山梨県)なす	<2.71	<2.49	<5.2
8 23	(群馬県)ズッキーニ	<3.04	<2.75	<5.8

※結果欄の「<(数値)」は、検出限界値です。詳しくは、さいたま市のホームページをご覧ください。(単位はBq/kg)

○ さいたま市学校給食の検査について

学校給食は、基本的には安全であると考えておりますが、保護者の皆さまに、より一層安心していただくことができるように、学校給食で使用予定の食材について、事前に検査を実施しております。

<学校給食の検査結果>

9月18日現在

使用日 月 日	品目	検査結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
7 18	(千葉県)人参	<10.9	<9.3	<20.1
7 18	(長野県)セロリ	<11.3	<9.4	<20.7
9 5	(長野県)えのきたけ	<11.2	<9.5	<20.7
9 5	(茨城県)さつまいも	<11.3	<9.6	<20.9

※「<11.5」とは、検査機器で測定できる測定下限値11.5Bq/kg未満であることを示します。詳しくは、さいたま市のホームページをご覧ください。(単位はBq/kg)